

J C F プロフェッショナル競技規定 (昇降級規定・競技会出場規定)

日本プロフェッショナルダンス競技連盟（J C F）東部総局は東部総局内の主催及び、公認競技会においての競技規定（昇降級規定・競技会出場規定）を次のように規定する。

(1) 昇降級共通規定

- (A) 各、競技会に於いて準決勝入賞者は、同点進出者も含めて、全員を準決勝に入賞したものとする。
- (B) 各、競技会に於いて決勝入賞者は、決勝に入賞した1位～6位迄の組を決勝に入賞したものとする。

(2) 昇級規定（スタンダード・ラテン共）

(A) N級→D級

暫定昇級規定として以下の通り定める。

- (ア) ノービス級競技会に於いて下記の成績を得たとき即日D級に昇級する。

| 出場組数 | 昇級数 |
|-------|--------|
| 1～3 | 1組 |
| 4～5 | 2組 |
| 6～7 | 3組 |
| 8～9 | 4組 |
| 10～12 | 5組 |
| 13～20 | 6組 |
| 21～30 | 8組 |
| 31組以上 | 準決勝入賞者 |

- (イ) 上級競技会で準決勝以上に入賞したとき、即日D級に昇級する。

※ D級以上のクラス競技会についても暫定昇級規定として
出場組数が6組以下の競技会についても年度末の昇級決定会議の審査対象とする。

(B) D級→C級

- (ア) D級競技会で決勝3位以上に入賞したとき、即日C級に昇級する。
- (イ) 上級競技会で決勝に入賞したとき、即日C級に昇級する。

- (ウ) D級競技会で決勝に入賞したとき、年度末にC級に昇級する。
- (エ) D級競技会、又は、上級競技会で準決勝に2回以上入賞したとき、年度末にC級に昇級する。

(C) C級→B級

- (ア) C級競技会で決勝3位以上に入賞したとき、年度末にB級に昇級する。
- (イ) C級競技会で決勝に入賞し、C級競技会、又は、上級競技会で準決勝に入賞したとき、年度末にB級に昇級する。
- (ウ) 上級競技会で決勝に入賞し、C級競技会、又は、上級競技会で準決勝に入賞したとき、年度末にB級に昇級する。
- (エ) 出場組数が50組以上の時は1位入賞の選手、100組以上の時は2位以上に入賞の選手は即日B級に昇級する。

(D) B級→A級

- (ア) B級競技会で決勝に2回入賞したとき、年度末にA級に昇級する。
- (イ) B級競技会で決勝3位以上に入賞したとき、年度末にA級に昇級する。

(E) 特別昇級

- (ア) C級以下の選手が自己級に於いて、昇級資格を取得し、且つ、2階級昇級に足りる成績を得たとき、理事会の審議により、2階級の昇級を認めることとする。

(3) 降級規定と特典制度

註1： 東部総局主催の全ての選手権において、出場実数が96組を超えて、ラウンド数が6ラウンドとなった場合は、1・2・3予選と準々決勝、準決勝、決勝とし、第3予選を最終予選、準々決勝は準決勝と同等の扱いとする。

(A) A級→B級

東部総局主催の（A級選手権）で、準決勝に一度も入選できない場合は降級する。

但し、（A級選手権）に3回以上出場し、地方総局の選手権に1回以上出場した場合は降級しない。

(B) B級→C級

東部総局主催の出場可能な競技会で第2次予選（予選回数が2回以下の場合は、第1次予選）を1度も通過できない場合は降級する。

但し、（B級戦）に2回出場し、（A級選手権）に2回以上出場した時は降級しない。

(C) C級→D級

東部総局主催の出場可能な競技会で第1次予選を1度も通過できない場合は降級する。

但し、（C級戦）に3回出場し、上級競技会に1回以上出場した時は降級しない。

◆尚当年、D級よりC級へ即日昇級した組は翌年度より適用する。

(D) D級→N級

東部総局主催の（D級戦）以上に3回以上出場したときは降級しない。

◆尚当年、N級よりD級へ即日昇級した組は翌年度より適用する。

註1： 自己級競技会の出場回数が満たされない場合は、上級競技会を代替競技会として認め1回分とする。

（A級・B級選手は地方総局選手権を代替競技会とする）

(4) 競技会出場規定

(1) 出場申込後、出場不能となった場合は、直ちにその理由を具した欠場届に所定の出場料を添えて提出しなければならない。

※ 降級規定は定着するまで、前・後期間毎に改正し局長名でお知らせします。

- [附則 1] 各、国際競技会及び J C F 全日本選手権、又は、全日本 10 ダンス選手権等で開催されるライジングスター競技会についても、当昇降級規定を適用する。(尚、上記の場合は、各、競技会、及び、選手権のシラバスに記載される)
- [附則 2] 競技会開催に当たり、各、クラス競技会、並びに、選手権の成立(昇降級規定を適用する)に必要な出場組数は 7 組以上(準決勝、決勝)の出場組数でなければ競技規定(昇降級規定)を適用することは出来ない。
- [附則 3] 各、クラス競技会、並びに、選手権に於いて、出場組数が 7 組以上 1 2 組以下の場合は、1 位～3 位を決勝扱い、4 位～6 位を準決勝扱いとする。
(尚、上記の場合 1 位は 1 位、2 位は 4 位、3 位は 6 位、相当とする。)
地方総局選手権の、東部総局昇降級規定適用については、別規定による。
- [附則 4] 選手のパートナーの産後休暇を、申請日の、翌競技年度迄を認め、降級対象から外す。(尚、申請書には診断書を添えて提出のこと)
- [附則 5] この昇降級規定は、同年 1 月 1 日より 1 2 月 3 1 日迄を当確年月日とする。

J C F 東部総局競技昇降級規定細則

1. 地方総局選手権について

(1) 地方総局の選手権について、東部総局昇降級規定を適用する場合は、下記の通りとする。

(イ) 地方総局の選手権で、東部総局昇降級規定に該当するには、当昇降級規定該当成績を2回以上取得しなければならない。

(ロ) 地方総局の選手権に於いてのA級選手に対する、降級規定適用については出場実数（当日欠場を除く出場組数）から、下記の要領で適用する。

| (出場組数) | (適用組数) |
|--------|--------|
| 6組以下 | 1組 |
| 7組以下 | 2組 |
| 8組以下 | 3組 |
| 10組以下 | 4組 |
| 12組以下 | 5組 |
| 24組以下 | 6組 |
| 25組以上 | 準決勝 |

(ハ) 地方総局の選手権に於いてのB級選手に対する、降級規定適用については、下記の要領で適用する。

| | |
|-------|------|
| 6組以下 | 3組 |
| 9組以下 | 4組 |
| 12組以下 | 6組 |
| 15組以下 | 8組 |
| 24組以下 | 準決勝 |
| 25組以上 | 規定通り |

(ニ) 3名以上の、複数審査員を原則とする。